

地域みんなで支え合い

住民主体型介護予防事業を支援します！



- 日常生活を送る上で支援が必要な高齢者等を対象に、地域で支え合う介護予防・生活支援の体制づくりを推進するため、春日部市では、『住民主体型介護予防事業』に取り組む団体に対し、補助金を交付します。
- これにより高齢者が地域で活躍できる仕組みをつくり、介護予防につながるように支援していくものであり、さらには支え合いの地域づくりを目指します。

補助金の対象となる事業

住民主体型生活支援

地域住民等が行う日常の困りごとに関する支援

- 《要件》
- ① 市内在住の5人以上の団体
 - ② 支援区域、利用料、支援内容が明確であること
 - ③ 主に高齢者を対象に支援が可能なもの



〈日常の困りごととは・・・〉

掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し、電球交換、庭の手入れ、通院の付き添い、傾聴など。専門的な資格や技術を必要としないで対応できる簡易な日常の作業のこと。

住民主体型通所支援

地域住民が運営するもので、年間を通じて定期的を開催し、かつ、介護予防に資する体操を実施

- 《要件》
- ① おおむね週1回実施するもの
 - ② 1回の体操の所要時間がおおむね30分以上であるもの
 - ③ 虚弱な高齢者等でも十分実施できる内容であり、かつ、身体機能の向上を目的とした体操であるもの
 - ④ 要支援1・2の人若しくは事業対象者を受け入れる体制が常時整っていること



〈対象となる体操とは・・・〉

春日部そらまめ体操パート1・2、春日部えんJOYトレーニング等介護予防を目的とした通所型サービス等で行われている体操と同レベルの体操を想定しています。虚弱な高齢者でも身体の状態に応じて実施できる内容の体操で、脚の筋力、移動能力、バランス能力の向上の効果があるものが望ましいと考えます。

補助金の対象となる要件について

市民の主体的な互助活動を基本としています。

他の補助金の交付を受けていたり、営利を目的とする団体は補助の対象になりません。

補助金額

年額上限25,000円（概算払い）

対象となる経費

- 報償費（講師謝礼等）※人件費等直接経費は除く
- 需用費（消耗品費、印刷費等）
- 役務費（通信費、保険料等）
- 使用料及び賃借料（光熱費、会場費等）

対象とならない経費

- 飲食費
- 親睦または慰労に関する経費

補助金の交付の手続き

交付の申請



- ①「春日部市住民主体型介護予防事業費補助金交付申請書」等必要書類を春日部市役所介護保険課地域支援担当窓口まで提出してください。
- ②提出書類を審査し、補助金の額を確定後、「春日部市住民主体型介護予防事業費補助金交付決定通知書」を送付します。

申請期限

毎年度5月末日までに提出してください。

ただし、年度途中で新規に団体を立ち上げた場合は、立ち上げ後速やかに提出してください。

その他

受付予定数に達した場合は、補助金申請の受付を締め切る場合があります。

担当：春日部市役所 介護保険課 地域支援担当

電話：048-736-1119